

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（登録事項）</p> <p>第7条 法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（名簿の閲覧）</p> <p>第14条 知事は、法第6条第2項の規定により2級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下これらを「名簿」という。）を一般の閲覧に供するため、<u>閲覧規則</u>を定めてこれを告示しなければならない。</p> <p>（登録状況の報告）</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>（県指定登録機関への書類の交付）</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法</p> <p>（県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用）</p> <p>第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これら</p>	<p>（登録事項）</p> <p>第7条 法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名及び生年月日</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（名簿の閲覧）</p> <p>第14条 知事は、法第6条第2項の規定により2級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下これらを「名簿」という。）を一般の閲覧に供するため、<u>名簿閲覧所</u>を設けなければならない。</p> <p>（登録状況の報告）</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>（県指定登録機関への書類の交付）</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法</p> <p>（県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用）</p> <p>第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これら</p>

の規定（第5条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関（第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、「告示」とあるのは「公示」とする。

（2級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第39条（略）

2（略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1)（略）

(2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（登録簿等の閲覧）

第46条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

（県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用）

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者（以下「県指定事務所登録機関」という。）が

の規定（第5条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関（第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

（2級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第39条（略）

2（略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1)（略）

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（登録簿等の閲覧）

第46条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければならない。

（県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用）

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者（以下「県指定事務所登録機関」という。）が

同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定（第42条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関（第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、「告示」とあるのは「公示」とする。

第8号様式（第12条関係）（郵便はがき）

2級

(略)	木造建築士住所等の届出				(略)
ふりがな	生年	性			
氏名	月日	別	年	月	日
本籍					
(略)					
(略)					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条、第23条、第39条及び別記第8号様式の改正は、公布の日から施行する。

同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定（第42条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関（第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第8号様式（第12条関係）（郵便はがき）

2級

(略)	木造建築士住所等の届出				(略)
ふりがな	生年				
氏名	月日	年	月	日生	
(略)					
(略)					